

ATISA ネガティブリスト作成支援ワークショップに関する専門家手配業務に係る 公募について

1. 事業趣旨

サービス貿易の自由化は、国境を越えたビジネスや競争環境を大きく変えるインパクトをもつ。ASEANにおけるサービス貿易の自由化は、サービスに関する枠組み協定(AFAS)の下で進められてきた。AFASの下では、交渉ラウンドごとにパッケージと呼ばれる形で自由化措置の拡充が進められており、2018年にはAFASを強化するASEANサービス貿易協定(ATISA)が妥結された。

AFASからATISAへの移行に伴い、自由化約束方式が変更される。AFASにおいては、自由化を約束する分野を約束表に明示する「ポジティブリスト方式」が採用されているが、ATISAでは自由化義務の例外分野を留保表に明示する「ネガティブリスト方式」が採用される。ネガティブリスト方式は、一般にポジティブリスト方式より自由化の範囲が広いと言われ、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)においてもサービス貿易の自由化はネガティブリスト方式で約束されている。しかし、CPTPPに参加しサービス貿易に関するネガティブリストを作成した経験をもつ国を除き、ASEAN各国ではネガティブリスト作成に関する知見が不足している。各国におけるネガティブリスト作成は不可欠なプロセスであり、その作成を支援することは、ATISAの早期発効のための後押しとなる。

こうした背景を踏まえ、ASEAN各国の要望に応え、ネガティブリスト作成を支援するため、これまでネガティブリスト作成経験をもたない6カ国、すなわちCPTPPに参加していないカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイを対象に、ワークショップを開催する。ワークショップにより、ネガティブリスト作成に関して専門家がもつ知見を、ASEAN各国の行政官等に紹介し、ネガティブリスト作成作業に従事しうる専門家を育成する。ワークショップ後にも受講者への継続的な助言を行うことにより、ASEAN各国のネガティブリスト作成を支援し、ATISAの早期発効を促すことでASEANにおけるサービス貿易の自由化を推進する。

2. ワークショップ開催概要(予定)

- (1) 開催期間：2021年2月以降、順次(2022年3月31日までに開催)
- (2) 開催回数：6カ国(カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ)×3～4回の計20回程度
- (3) 開催形式：テレビ会議
(受講者は特定の会場に集まり、講師が遠隔指導する形式)
- (4) 参加者：開催国のサービス貿易協定に係る政府職員及び民間専門家(受講者)、日本及び第三国(豪州等)の専門家(講師)
- (5) 参加者数：受講者は各回60名程度
講師は3名程度

(6) ワークショップのスケジュール(全4回/国、各回約4時間)

(例)

- 1回目 開講式・ワークショップ①
- 2回目 ワークショップ②
- 3回目 ワークショップ③
- 4回目 ワークショップ④・閉講式

3. 業務内容

ネガティブリスト作成支援ワークショップの講師となる日本及び第三国の専門家の手配、及び事前準備やフォローアップ等の関連業務を実施する。具体的な業務内容及び専門家として求められる要件については、以下のとおりとする。

いずれの業務においても、ワークショップの主催者である日 ASEAN 経済産業協力委員会 (AMEICC) 事務局、経済産業省アジア大洋州課及び各国政府や第三国の専門家と諸調整を行う東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) (以下、「AMEICC 事務局等関係者」) とよく調整の上、指示を受けながら遂行すること。

I. 委託する業務の内容

(1) ワークショップに向けた事前準備等

① 専門家の手配

ワークショップの講師となる日本及び第三国の専門家を手配する。手配する日本の専門家は受託者に所属する者でも可とする。第三国の専門家の手配にあたっては AMEICC 事務局等関係者からの推薦を参考にすること。なお、日本国籍を有し日本国内に居住している専門家を2名以上確保し、各ワークショップにつき、少なくともそのうち1名を必ず参加させること。

② ワークショップ内容の検討及び資料作成

ワークショップの内容を検討し、手配した専門家に指導に必要な英文資料を事前に準備・作成させる。ワークショップの内容決定にあたっては、必要に応じ、専門家と AMEICC 事務局等関係者との間での打ち合わせを実施する。

③ 事務担当者の指名

AMEICC 事務局等関係者との連絡・調整を行う事務担当者を1名～2名、書面にて指定すること。

④ 専門家の参加手段の手配、役務費等の支払い

専門家がテレビ会議接続によってワークショップに参加するのに必要な機器・アプリケーション等を整備するほか、テレビ会議接続時の専門家側のサポート、専門家の役務費やテレビ会議会場までの移動に発生した旅費等の支払いについても、AMEICC 事務局等関係者との調整の上、受託者が行う。

(2) 専門家のワークショップへの参加

以下の点に留意の上、日本及び第三国の専門家をワークショップに講師として参加させること。

- ・ワークショップ各回における実施内容構成や、専門家の間での担当分担については、事前に AMEICC 事務局等関係者及び専門家と調整すること。
- ・前年度、前々年度のワークショップとの接続を考慮して実施内容を構成すること。当該年度のワークショップの内容については、受託者決定後に AMEICC 事務局等関係者より関連資料を提供する。
- ・ワークショップ内容には、ネガティブリストに関する基本的な考え方の紹介、ネガティブリスト作成のために必要な規制洗い出しに関する過去の事例の共有、ネガティブリスト作成作業を想定した実践演習等が含まれ得る。
- ・専門家と受講者とのコミュニケーションは英語で行う。必要に応じ、現地語と英語の通訳者は AOTS バンコク事務所（AMEICC 事務局）より別途委託するワークショップ事務局代行業務の受託者が手配する。

(3) 専門家によるワークショップ後の受講者からの問い合わせ等への対応

ワークショップに講師として参加した専門家は、ワークショップ内容に関する受講者からの問い合わせ、及びワークショップ後に受講者がネガティブリスト作成作業を実施するにあたって生じる問い合わせに対し、自身の専門的知見に基づき回答する。

- ・問い合わせへの対応は、日本及び第三国の専門家と調整し、必要に応じて分担させることも可能とする。
- ・ワークショップ後の専門家と受講者とのやり取りについては、メール等の形式で随時 AMEICC 事務局等関係者に共有すること。

II. 専門家の要件

想定されるワークショップの内容を踏まえ、日本の専門家に求められる要件は以下①～④、第三国の専門家に求められる要件は以下②～④のとおりとする。

- ①日本と他国の二国間または多国間の経済連携協定において、サービス貿易または投資分野での日本のネガティブリスト作成作業に携わった経験があること。特に日本国内の規制の洗い出しに携わった経験があること。
- ②国際的な協定締結に関する交渉に携わった経験、または交渉の進め方に関する知識があること。
- ③専門用語を含め、自身の知見を受講者に伝達できる高度な英語力を有すること。
- ④ワークショップ前の内容調整及びワークショップ後の各国受講者からの問い合わせへの返答などに迅速に対応できること。

4. その他

- ・ワークショップの開催に関して、上記 3. に記載されている各項目以外に必要な業務等がある場合は、幅広く提案すること。
- ・各手配事項については変更となる可能性もあるため、手配先業者との契約締結時にキャンセル料に係る条件を明確にし、AMEICC 事務局等関係者に報告すること。

- ・本要領に記載されている内容に疑義が生じたとき、本要領により難い事由が生じたとき、あるいは本要領に記載のない細部については、AMEICC 事務局等関係者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・必要な専門家の要件を満たすため、一事業者での対応が困難である場合には、業務の一部を再委託することも可とする。

5. 成果物

(1) 成果物：

①実施報告書

②ワークショップに際して使用した資料一式

(2) 納品形態：①～② CD-R 計2式

(3) 提出期限：①～② 2022年3月31日(木)

(4) 提出場所：以下それぞれに対し、1式ずつCD-Rを送付すること。また適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ・経済産業省アジア大洋州課 (ASEAN 地域担当)

東京都千代田区霞が関 1-3-1

Tel: +81-3-3501-1953

- ・一般財団法人海外産業人材育成協会 バンコク事務所内 AMEICC 事務局

Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Road, Pathumwan, Bangkok, 10330, Thailand

Tel: +66-2-255-2370

- ※②のワークショップに際して使用する資料一式については、事前の内容確認のためワークショップ開催前にも一度、AMEICC 事務局及び経済産業省関係者へ電子媒体にて提供すること。

6. 契約要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 契約期間：契約日(2021年2月初旬の予定)より2022年3月31日までとする。

(4) 予算規模：15,000,000円(消費税を含む)を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、一般管理費率は10%を上限とする。

(5) 協会の契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)の契約者は、本事業がAMEICC事業の一環である関係から、AMEICC事務局機能を担うAOTSバンコク事務所の所長とする。

(6) 支払い：年度毎に、受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする(円貨により銀行振込)。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払の対象外となる可能性もある。

7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること、もしくは日本の民法上の組合であること。
- (6) 2021 年 1 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級またはそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2021 年 1 月 19 日（火）午後 4 時まで【必着】に、下記 9. の応募書類を以下へ提出すること。

（注）下記 9. の応募書類の（1）については、事前（1 月 12 日（火）午後 3 時まで）に、公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で下記へ送付し、本競争参加の意思表示を行うこと。押印された正本は他の応募書類と共に、改めて提出すること。

質疑については 1 月 12 日（火）午後 3 時まで E-mail で受け付け、参加の意思表示をされた方には、1 月 15 日（金）午後 4 時までに質疑の回答を開示するものとする。

応募書類の宛先

〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1
一般財団法人海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
担当：鮎合（あいごう）、上井（うえい）
TEL：03-3888-8213
E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

- (1) 公募申請書 正本1部
- (2) 企画提案書 正本1部及び副本（正本のコピー可）2部
 - ① 様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、学歴、資格
 - ② 様式第2 本業務経験
 - ③ 様式第3 業務支援体制
 - ④ 様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤ 様式第5 受託業務費見積書
- (3) 会社概要（事業概要）書 1部
- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出） 各1部
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの） 1部
- (6) 2021年1月において有効な、国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し 1部
- (7) (1)～(4)のファイルデータを保存した電子媒体（CD-ROM等） 1部
 - ※ (1)～(2)は、所定の様式（当協会ホームページの本企画競争公告よりダウンロード可）
 - ※ 民法上の組合が応募する場合、(4)直近3年分の決算報告書及び(5)登記簿謄本に替えて全省庁統一審査の申請書に添付した資料一式（写し）の提出で可とする。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式（技術審査及び価格）による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

技術審査項目：

 - 提案内容（提案内容の妥当性・独創性、業務実施方法の妥当性）
 - 組織の経験・能力（本業務の経験、業務実施能力）
 - 業務従事者の経験・能力（本業務に関する経験等）
- (2) 審査結果（採択または不採択の決定）は、速やかに通知する。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 提出書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、メールにて受け付ける。

以上